

令和6年度 ディスカバリーパーク焼津天文科学館情報紙ならびに  
ポスター制作業務 仕様書

1. 情報紙 DISCOVERY No.115～No.118 (年4回)

- ア サイズ 完成サイズ A4判6ページ巻き三つ折り
- イ 印刷 両面4色カラー
- ウ 紙質 コート紙73kg  
※同等品以上可。ただし使用する紙の紙質については、「仕様確認書」により承認を得ること。なお、例示紙で見積もる場合は確認不要とする。
- エ 出稿形式 参考となるレイアウトイメージと文字 (Microsoft Word)、素材 (JPEG、GIF形式) を当方よりデータ渡し。デザイン、イラスト加工作業を依頼する。
- オ 校正 4回程度
- カ 納期と制作部数
- |        |      |           |         |
|--------|------|-----------|---------|
| No.115 | 令和6年 | 6月21日(金)  | 80,000部 |
| No.116 | 令和6年 | 8月23日(金)  | 80,000部 |
| No.117 | 令和6年 | 11月22日(金) | 80,000部 |
| No.118 | 令和7年 | 3月28日(金)  | 80,000部 |

キ 納品場所 ディスカバリーパーク焼津天文科学館内指定場所

ク 納品形態 (1) 情報紙は以下のとおり仕分けし納品する。

【小学校・中学校等】

- ・焼津市、藤枝市、島田市、静岡市、吉田町、牧之原市の小学校等 (142校) の全クラスと焼津市の中学校 (9校) 1年生ならびに特別支援学級について、当館が用意するデータに基づき、クラス単位に仕分けし帯留めする。
- ・帯に学校名・クラス名・部数を記載したラベルシールを貼り、学校毎にまとめて、ダンボール箱または封筒に入れて納品する。

※仕分けのデータならびに帯に貼るラベルシール (縦2.6センチ×横5.0センチ)、納品用のダンボール箱または封筒は当館で用意する。

【幼稚園・保育園等】

- ・焼津市ならびに近隣市町の幼稚園・保育園等 (76園) について、当館が用意するデータに基づき園単位に仕分けし、封筒に入れて納品する。

※仕分けのデータならびに封筒は当館で用意する。

【残部】

- ・まとめて納品する。

(2) 情報紙の Adobe Illustrator データをディスカバリーパーク焼津天文科学館に納品する。データは Windows 版 CS6 で読み込めるものとする。

(3) 情報紙各ページ (A4サイズ) の PDF データを納品する。

## 2. イベントポスター (年4回)

- ア サイズ B2判
- イ 印刷 片面セット4色カラー
- ウ 紙質 コート紙110kg  
※同等品以上可。ただし使用する紙の紙質については、「仕様確認書」により承認を得ること。なお、例示紙で見積もる場合は確認不要とする。
- エ 出稿形式 参考となるレイアウトイメージと文字 (Microsoft Word)、素材 (JPEG、GIF形式) を当方よりデータ渡し。デザイン、イラスト加工作業を依頼する。
- オ 校正 4回程度
- カ 納期と制作部数
- |   |      |           |      |
|---|------|-----------|------|
| 夏 | 令和6年 | 6月21日(金)  | 350部 |
| 秋 | 令和6年 | 8月23日(金)  | 350部 |
| 冬 | 令和6年 | 11月22日(金) | 350部 |
| 春 | 令和7年 | 3月28日(金)  | 350部 |
- キ 納品場所 ディスカバリーパーク焼津天文科学館内指定場所
- ク 納品形態 (1) 各時期とも300部を8つ折り納品、残り50部は折らずに納品する。  
(2) ポスターのAdobe Illustrator データをディスカバリーパーク焼津天文科学館に納品する。データはWindows版CS6で読み込めるものとする。

### 1. 2. 共通事項

- ア 制作に関する打ち合わせ  
制作にあたり、当館と各号2回以上、貴社において制作を担当するデザイナーを同席させた打ち合わせを実施すること。なお、打ち合わせの日程は双方の協議により決定することとし、場所はディスカバリーパーク焼津天文科学館(焼津市田尻2968-1)とする。
- イ 成果物の著作権
- ・成果物に関する著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は全て公益財団法人焼津市振興公社に帰属するものとする。
  - ・成果物は公益財団法人焼津市振興公社が二次使用(印刷物、ウェブサイトへの掲載等)できるものとする。
- ウ その他
- ・天災等やむを得ない理由により、臨時休館またはイベントを中止する場合、その時期に該当する情報紙ならびにポスターの制作部数の変更または発行自体を中止することがある。その場合は、公益財団法人焼津市振興公社と協議することとする。
  - ・この仕様書に定めのない事項については、公益財団法人焼津市振興公社、制作者と協議のうえ定める。仕様書に関しての疑義についても同様とする。